

請 願 番 号	3	受理年月日	平成21年10月30日
件 名	後期高齢者医療制度の保険料を引き下げるとともに、被保険者にもれなく保険証が渡ることを求める請願		
紹介議員	加 川 義 光 工 藤 薫		
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>後期高齢者医療制度が導入されてから約1年半になりますが、この医療制度への批判はますます高まっています。保険料や年金天引きに対する不服審査請求は、全国で8,000件、埼玉で600件を超えています。</p> <p>舛添厚生労働相は衆院予算委員会で08年12月5日、18の広域連合の集計で年金から天引きされていない低所得者の8.4%が滞納していることを明らかにしました。全国保険医団体連合会の調査では、埼玉の08年9月の普通徴収者の滞納者は12,113人、率にして7.0%となっています。滞納の理由は、低い年金に比べ、高すぎる保険料にあります。</p> <p>2010年4月には保険料が改定される予定です。保険料見直しの検討は、この夏から後期高齢者医療懇話会で開始され、秋には一定の結論を得て、この結論を参考に広域連合は新保険料を議会に提案すると聞いています。</p> <p>被保険者の保険料を引き下げてくださいよう請願します。</p> <p>また、後期高齢者医療制度ができるまでは、75歳以上の高齢者が滞納していても、保険証を取り上げることは法律で禁止していました。しかし、後期高齢者医療制度は保険料を1年以上滞納した高齢者から、保険証を取り上げる仕組みを導入しました。保険証の代わりに発行される資格証明書では、医療機関の窓口で医療費の全額を払わなければなりません。お金のない人は受診できなくなり、高齢者を医療から排除することになります。</p> <p>昨年、国民健康保険法が改正され、保険証のない世帯でも中学生以下の子どもには保険証が交付されることになりました。高齢者からの保険証の取り上げは、いのちに直結します。</p> <p>被保険者にはもれなく保険証が渡されるよう請願します。</p> <p>〔請願事項〕</p> <p>一、後期高齢者医療制度の保険料について、2010年4月から保険料を引き下げること。</p> <p>一、被保険者には滞納の有無にかかわらず、もれなく保険証を渡すこと。</p>			